様式第九号（第十条の六関係）

許可番号　０４１２１０２３２６５

産業廃棄物処分業許可証

住　　所　佐賀県佐賀市兵庫町大字西渕１６７７番地６
氏　　名　有限会社富士環境
　　代表取締役　篠﨑　勝政

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事　山口　祥義

佐賀県知事印

許可の年月日　　令和　５年（２０２３年）１０月２３日
許可の有効年月日　　令和１０年（２０２８年）１０月２２日

１．事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破砕	廃プラスチック類、木くず及び金属くず 以上３種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

２．事業の用に供するすべての施設

種類	破砕施設
産業廃棄物の種類	１．の中間処理業（破砕）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	佐賀市富士町大字関屋字東岳5074番2
設置年月日	平成１３年８月２４日
処理能力	廃プラスチック類：１０ｔ／日（８時間） 木くず　　：３７ｔ／日（８時間） 金属くず　　：７８ｔ／日（８時間）
許可年月日	平成１１年(1999年)９月３０日（廃プラスチック類） 平成１３年(2001年)２月　１日（木くず（みなし））
許可番号	佐賀県指令１１廃第５号（廃プラスチック類）

３．許可の条件
　無

４．許可の更新又は変更の状況
　令和　５年１０月２３日　更新許可　以下余白

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無
　無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。